

# 船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示 の一部改正について

平成18年8月  
安全基準課

## 1. 経緯

船舶安全法（昭和8年法律第11号）第4条の規定により、船舶は、その航行する水域に応じ無線電信等を施設しなければならないこととなっています。

当該水域は、船舶安全法施行規則（昭和39年運輸省令第41号）第1条第10項～第13項において、A1水域～A4水域として定義されています。

今般、海上保安庁より、MF 海岸局の合理化を目的として MF 受信所・送受信所（紋別送受信所、根室送受信所、空山受信所、若山受信所、石盛山受信所）を10月31日付で廃止する旨の連絡がありました。

これにより、「海岸局との間で MF 無線電話により連絡が行うことができ、かつ、海岸局に対して MF デジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域」として設定している A2 水域が別添図のとおり一部狭まることとなります。

A2 水域の詳細については「船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示（平成4年運輸省令第49号）」において規定しているところ、今般の基地局廃止により、同告示を改正することを検討しています。

## 2. 改正（案）の概要

船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示第2号及び第19号を削ることを検討しています。

## 3. 改正のスケジュール（予定）

10月                   : 公布  
11月1日               : 施行（MF 海岸局が廃止される日）

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の一部廃止に伴う通信圏の縮小

空山受信所 廃止

若山受信所 廃止

石盛山受信所 廃止

通信圏縮小海域  
(長崎西方)

通信圏縮小海域  
(北海道東方)

根室送受信所 廃止

紋別送受信所 廃止

